

多摩美の森の会 会則

第1条 会の名称

この会は麻生多摩美の森の会(以下「この会」という。)という。

第2条 この会の目的

この会は、川崎市と協力して、麻生区市民健康の森の里山環境を将来にわたり長期に保全・育成し、環境学習や地域コミュニティの場として人と自然との共生、並びにこの理念を受け継ぐ次世代の育成・強化を図りながら、管理・運営を行うことを目的とする。

第3条 会員の要件

この会の会員は、第2条の目的に賛同する個人、家族、団体とする。この会には時期を問わず、何時でも入会または退会する事が出来る。

2. 会員が2年間続けて年会費を納入しなかった場合は自動的に退会したものと見なし、この会はその旨を当該会員に通知する。

第4条 この会の事業

この会は以下の事業を行う。

- (1)麻生区市民健康の森の里山環境の保全・育成
- (2)自然観察会、次世代の育成・教化
- (3)多くの市民に参加して貰う事を目的とした積極的な広報活動
- (4)他団体との交流、バザーなどの行事の開催・参加
- (5)多摩美の森の家(以下、「森の家」という。)の運営・管理
- (6)その他、目的達成に必要なこと

第5条 事業年度

この会の事業年度は4月1日から翌年の3月31日とする。

第6条 会計

- (1)この会の活動経費は年会費、助成金及び寄付金をもって充てる。
- (2)年会費は個人会員及び家族会員 1,000 円、団体会員 5,000 円とする。

第7条 役員

この会に10名程度の幹事を置く。幹事は総会で選出する。

幹事は幹事会を設け、市役所・区役所の担当者などと密接な連絡をとり、この会全体の活動方針を定め、その運営に当たる。

幹事の任期は2年とするが、再任を妨げない。

幹事の互選により会長1名、副会長2名、会計1名、会計監査2名を定める。

第8条 幹事会

定例幹事会は月に一度会長が招集して開催する。各幹事は必要と考えた場合、会長に臨時幹事会の開催を求めることができる。

第9条 森の家運営委員会

森の家の運営管理を円滑に行うため、森の会に運営委員会(以下、「委員会という。」)を組織する。その運営委員は幹事会にて任命し、管理運営は付則第2条により行う。

第10条 分科会

- (1)この会の活動を円滑にするために分科会を設ける。
- (2)分科会はそれぞれを担当する幹事を定める。
- (3)担当幹事は分科会の活動計画の立案、活動報告書の作成を行う。
- (4)会員は誰でも何時でも、どの分科会にも参加する事が出来る。
- (5)各分科会の決定事項の総括・調整は幹事会が行う。

2. 分科会は当面次の5分科会とする。

- ① 森づくり分科会
- ② 畑の管理分科会
- ③ 施設工作分科会
- ④ 広報分科会

第11条 総会

定期総会は毎年4月に開催する。

2. 臨時総会は次の場合にこれを開催する。

- (1)幹事会がこれを必要と認めたとき。
- (2)会員の1/4以上から請求のあったとき。

3. 総会においては会長が議長となる。

第12条 総会の定足数

総会は会員の1/2以上の出席をもって成立するものとする。なお委任状を提出した者は出席と見なす。

第13条 総会の付議事項

次の事項は総会に付議して、その承認を得るものとする。

議決は多数決によるものとし、賛否同数の場合は議長がこれを決議する。

- (1)幹事の選出
- (2)前年度の活動報告
- (3)前年度の会計報告
- (4)当該年度の活動計画
- (5)当該年度の予算
- (6)会則、森の家利用規定の改廃
- (7)会員の1/4以上が要求した事項

(8)その他、幹事会で必要と認めた事項

第14条 総会の報告事項

- (1)役員の役割分担
- (2)会員の入退会および現状
- (3)その他、幹事会で認めたじこう

第18条 その他

この会則に定めたるものの他、必要な事項は幹事会の協議により決定する。

付則

第1条 この会則は、平成14年4月21日から施行する。

第一版改訂、平成19年4月21日 改訂

第2条 森の家運営委員会

委員会の定員は5名とする。任期は2年とし、再任は妨げない。

委員長(会長) 1名 運営委員会を代表しこれを統括する。

副委員長 1名 委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

委員 2名 森の家の利用申し込みの受付、鍵の管理、備品の管理、利用状況の掌等を行う。

会計 1名 森の家に関する会計全般を行う。

2. 委員会は、森の家の管理運営を行う。また委員会は森の家の利用、修理改修等について立案、年度の会計等を幹事会に報告する。必要あれば、森の会より北部公園事務所に報告する。

3. 委員会の業務は、別に定める多摩美の森の家利用規定および運営管理細則に従って次の業務を行う。

- (1) 森の家の建物、付帯設備、備品等の保全管理運営
- (2) 森の家の利用申し込みの受付と承認
- (3) 年度末に利用状況、管理状況、会計報告を幹事会に報告する。
北部公園事務所には、森の会より報告を行う。

以上。